

下市中学校活用事業 事業者募集要項
質問書に対する回答書

該当箇所	質問内容	回答
<p>募集要項 P2 Ⅱ .2. 募集する 事業提案 エ</p>	<p>地元の方が自由かつ無料に利用出来る交流スペースを開設する予定だが、それとは別に地元自治会専用の会議室が必要か。 また、地元自治会専用の会議室の使用目的、使用頻度、改修必要の有無、施設内に必要な理由を教えてください。</p>	<p>下市町の大字下市全体の集会所として、老朽化が進んでいる現在の集会所から移転し、月2～3回ほど使用する予定です。大字下市には22の区があり、各区別個に集会所がありますが、今回の集会所は大字下市全体の会議等に使用します。地元自治会から下市中学校の活用方法について関心が寄せられており、集会所を施設内に設置することで、町としては事業者と地元の円滑な関係構築に期待するものであります。 また、改修は地元自治会が行いますので、事業者の負担はありません。改修内容や集会所の場所については事業者決定後に協議させていただきます。 上記の使用目的のため、地元の方が自由かつ無料に利用できる交流スペースとは異なるものとなります。</p>
<p>募集要項 P3 Ⅱ .3. 対象地の 土地利用 条件 ア</p>	<p>「対象地引渡しは現状有姿で」とあるが、雨漏りや窓ガラスの破損等、利用に支障をきたす箇所がある場合、修繕してもらった上での引き渡しを望んでいるが、検討して頂けるか。</p>	<p>現在、中学校として利用しているため、町が利用に支障をきたしていると判断した場合、適宜修繕(今年度は雨漏り箇所の防水対策を実施予定)を行っているため、修繕は必要ないものと考えています。</p>
<p>募集要項 P3 Ⅱ .3. 対象地の 土地利用 条件 ア</p>	<p>中学校移転に伴い新校舎に移動される施設内の備品は、どのように決定されるのか。弊社に事前に通知や、備品の取り扱いについて協議する機会等はあるのか。 また、現時点で具体的にどういった備品が移動対象なのか知りたい。</p>	<p>ほとんどの備品は移動対象ではありませんが、具体的にどの備品が移動対象となるかは未定です。 令和3年12月頃に事業者に対して必要、不要な備品の事前聞き取りを行います。事業者が不要と判断した備品は、町が処分を行います。 また、校舎引渡し前に、町と事業者の両者が立会いのもと備品の最終確認を行う予定です。</p>
<p>募集要項 P4 Ⅱ .6. (2) 事業者の負担 ④</p>	<p>敷地全体の光熱水費については、弊社による使用料金は支払う考えだが、基本料金の負担に関して町はどのように考えられているか。</p>	<p>大字下市全体の集会所の光熱水費については、基本料金を含めた料金の面積按分を基本に、事業者決定後に協議を行い、それに応じた料金を地元自治会が負担します。 町は基本料金の負担はないと考えています</p>

		<p>が、詳細は事業者決定後に協議させていただきます。</p> <p>また、空き部屋等を本募集要項 P5 Ⅲ. 1. (5) 記載の者以外に貸出を行い、収入（協力金）を施設の運営費に充てることは可能です。</p> <p>（参考）R 3. 7 時点基本料金 水道 7,700 円、電気 60,346.77 円</p>
<p>募集要項 P12 VI. 4. 土地等の 権利設定 (1)</p>	<p>敷地内にあるプロパン庫の閉校後に想定される利用状況について知りたい。</p> <p>地域で今後も使用していくのであれば、プロパン庫の維持管理について町と協議して決定したいと考えているが、検討して頂けるか。</p>	<p>都市ガスが通っていないため、事業者が給食室や家庭科室を使って調理等をされる場合に活用いただけます。</p> <p>地域で使用する予定はありません。</p>